

令和6年度 軽自動車税(種別割・軽自動車三輪車及び四輪車) 税率

(表 1)

車 種			平成27年度から		平成28年度から
			平成 27 年3月 31 日 以前に初めて車両番号 (ナンバー)の指定を受 けた車両	平成 27 年4月1日以 後に初めて車両番号 (ナンバー)の指定を受 けた車両 【※1】	初めて車両番号(ナン バー)の指定を受けて から 13 年を経過した 車両 【※2】
三輪車(660cc 以下)			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上の 軽自動車 (660cc 以 下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

【※1】平成 27 年 4 月 1 日以後に初めて車両番号の指定を受けた車両(自動車検査証の「初度検査年月」が平成 27 年4月以後のもの)について、改正後の新税率が適用されます。

(令和4年 4 月 1 日から令和5年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を満たす車両については、令和6年度に限り下記(表 2)の税率が適用されます。)

【※2】電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引自動車は除きます。

★燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減

(表 2)

車 種			軽減の要件	(ア)	(イ)	(ウ)
			<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス基準 10%以上低減又は平成 30 年排出ガス基準適合)	令和 2 年度基準達成かつ令和 12 年度基準 90%達成車両	令和 2 年度基準達成かつ令和 12 年度基準 70%達成車両	
三輪車(660cc 以下)				1,000円	2,000円 (営業用乗用車のみ)	3,000円 (営業用乗用車のみ)
四輪以上の 軽自動車 (660cc 以 下)	乗用	営業用		1,800円	3,500円	5,200円
		自家用		2,700円	軽減なし	軽減なし
	貨物用	営業用		1,000円	軽減なし	軽減なし
		自家用		1,300円	軽減なし	軽減なし